

答 申 書

～使用料等のあり方について～

令和2年8月

北見市使用料等検討委員会

令和2年8月17日

北見市長 辻 直 孝 様

北見市使用料等検討委員会

委員長 村 田 美 樹

使用料等のあり方について（答申）

令和2年2月14日付で諮問のありました北見市における使用料・手数料の算定及び改定のあり方、今後の方向性について、これまでの改定経過、他都市の状況、原価計算や市民アンケートの結果などを踏まえ、4回にわたり慎重な協議を重ねました結果、別紙のとおり答申いたします。

1. 使用料について

<結論>

- ① これまでの使用料は、過去3か年の施設運営における原価を基礎として、受益者負担割合を設定し、一部を公費で負担する考え方を採用しているほか、同類施設の体系化などの調整を加えた上で設定されており、その算定方法は適正である。
- ② 今般実施した原価計算により、多くの施設で使用料の引き上げ改定が必要であるとの試算結果となったが、現行使用料が他都市の使用料とほぼ同水準であること、市民アンケートで現行使用料が妥当との意見が多数を占めたこと、また、現下の新型コロナウイルス感染症の影響により施設の利用が控えられている状況などを勘案し、今回の改定においては、現行使用料を維持することが適当である。
- ③ 料金の引き上げにより増収を図るだけでなく、料金体系の工夫や指定管理者による承認利用料金制度の活用、施設環境の改善などにより利用者の増加を目指すことが適当である。

<意見>

- ① 70歳以上の高齢者に対しては、心身の健康維持や生きがいづくりに資するため無料としている施設が多くあり、今後も利用しやすい料金設定が必要である。
ただし、高齢化の進展や利用者負担の公平性の確保などの観点から、将来的に有料化が必要であり、継続的に検討していただきたい。
- ② ハッカ記念館などの歴史的文化施設については、魅力的な施設であり、持続的な施設の保護等の観点から、今後使用料を徴収することについて検討いただきたい。

2. 手数料について

<結論>

- ① これまでの手数料は、過去3か年の事務処理における原価を基礎とし、特定の者の利益のために発生する経費であることから全額を受益者負担としており、その算定方法は適正である。
- ② 今改定における手数料は、上記①のとおり、特定の者の利益のために徴収する性格であり、原価計算のとおり引き上げ、又は引き下げ改定を行うことが適当である。なお、引き上げ改定を行う際には、従来同様、改定率の上限を20%とすることが適当である。